



**決算報告の数値やグラフを参考に
次の問題を考えてみましょう**
平成24年3月31日現在の三好市の人口(30,432人)で算出

**問1 三好市の1年間の支出額を
市民1人あたりにするとそれぞれいくら?**
※類団額：産業構造などが三好市に似た規模の類似団体の額

類似団体(類団)の額を参考に 考えてね	①社会福祉のために (類団額 139,498円) ア 105,000円 イ 155,000円 ウ 205,000円	②保健・衛生のために (類団額 44,025円) ア 55,000円 イ 85,000円 ウ 115,000円	
	③産業振興のために (類団額 42,104円) ア 22,000円 イ 52,000円 ウ 82,000円	④市道の整備などに (類団額 49,382円) ア 46,000円 イ 76,000円 ウ 10,600円	⑤消防・災害のために (類団額 21,006円) ア 20,000円 イ 40,000円 ウ 60,000円
	⑥教育・文化のために (類団額 55,989円) ア 41,000円 イ 71,000円 ウ 101,000円	⑦借金返済のために (類団額 70,928円) ア 197,000円 イ 257,000円 ウ 357,000円	⑧その他生活の向上に (類団額 90,428円) ア 101,000円 イ 151,000円 ウ 201,000円

**問2 三好市の借金(市債)・貯金(基金)を
市民1人あたりにするとそれぞれいくら?**
※類団額：産業構造などが三好市に似た規模の類似団体の額

①借金 (類団額 577,263円) ア 755,000円 イ 1055,000円 ウ 1355,000円	②貯金 (類団額 128,811円) ア 315,000円 イ 415,000円 ウ 515,000円
---	---

正解は次のページの下にあります

お問い合せ先
三好市財政課
(電話 72,7606)

は約276億円となっており、差引は約10億円となっており、歳入のグラフを見ると、国や県などに依存している財源が83・2%を占めております。特に地方交付税は、依存財源の中で50%近くを占めており、合併後15年間の優遇措置期間が終了する平成33年度以降の状況を鑑み、引き続き慎重な財政運営が求められています。

実質収支額

項目	金額	説明
歳入総額(A)	286億4238万円	年間収入総額
歳出総額(B)	275億9569万円	年間支出総額
歳入歳出差引額(A)-(B)	10億4669万円	歳入総額から歳出総額を引いたもので形式収支といえます。
翌年度繰越財源(C)	1億5725万円	予定されていた事業が、特別な事情で翌年度にずれってしまったときに、その事業に充てるお金として繰り越す財源。
実質収支額(A)-(B)-(C)	8億8944万円	歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したもので、実質的な剰余金です。

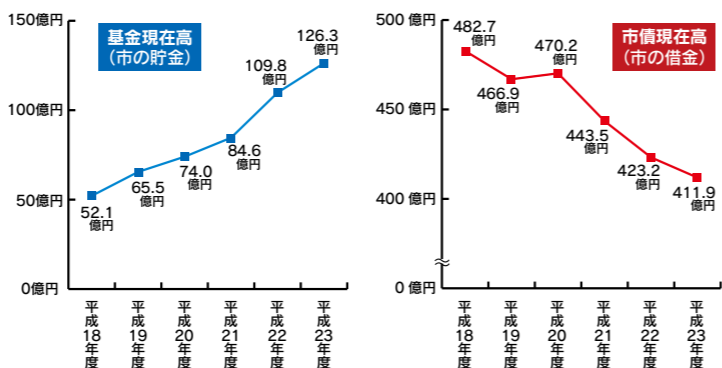
特別会計

会計名	歳出決算額	会計名	歳出決算額
井内財産区	105万円	浄化槽事業	9198万円
国保(事業)	34億3939万円	農業集落排水事業	3263万円
国保(直診)	2億2051万円	簡易水道事業	5億0114万円
後期高齢者医療	4億1833万円	水道事業会計	5億6720万円
特養長生園	2億1370万円	病院事業会計	16億1030万円

市に納めた市民1人あたりの税金

税目	金額	税目	金額
市民税	36,511円	市たばこ税	6,003円
固定資産税	44,834円	入湯税	538円
軽自動車税	2,525円	合計	90,411円

基金現在高と市債現在高の推移(普通会計)

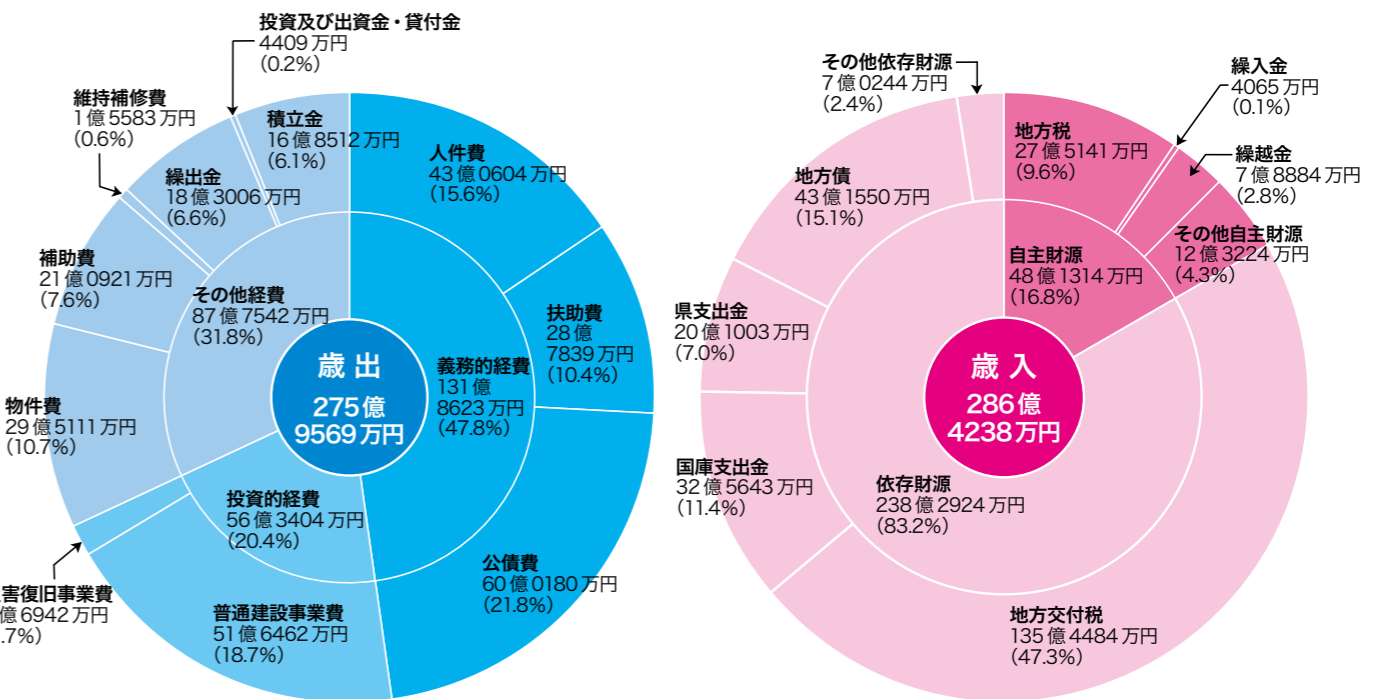


9月に開催された三好市議会定例会において平成23年度の一般会計および各特別会計の決算が認定されました。今月号では、納付いただいた税金や、地方交付税などの大切なお金が23年度においてどのように使われたのか、現在の三好市の財政がどのような状況なのかをご報告します。

決算とは、1年間の予算に対して、実際にどれだけの収入と支出があったかをまとめたもので、今回は、福祉・教育・まちづくり等に使うためのお金である一般会計と、ケーブルテレビ事業、土地取得事業、給食事業の各特別会計を総合した普通会計の決算を分析しています。

普通会計のほかには、井内財産区特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、特別養護老人ホーム長生園特別会計、浄化槽事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計、市立三野病院事業会計などの特別会計があります。

平成23年度普通会計の収入総額は約286億円で、支出総額は約275億9569万円、歳入総額は286億4238万円、歳出総額は275億9569万円、歳入歳出差引額は10億4669万円、翌年度繰越財源は1億5725万円、実質収支額は8億8944万円です。



※ 端数処理により四捨五入しています。

- 人件費** 職員の給与や特別職・議員への報酬などの経費
- 扶助費** 生活困窮者・高齢者・児童・心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費
- 公債費** 市が借りた借金の元金・利息等を支払うための経費
- 普通建設事業費** 道路・橋りょう・学校・庁舎等の公共用または公用施設の新増設の建設事業に必要な経費
- 災害復旧事業費** 災害により被災した施設を復旧するための経費
- 物件費** 旅費・交際費・委託料等の消費的性質をもつ経費
- 補助費** 各種団体への助成金や一部事務組合への負担金等の経費
- 維持補修費** 道路・公共用施設等を修繕するために必要な経費
- 繰入金** 一般会計・特別会計間で、相互に資金運用するための経費
- 投資及び出資金** 債権の取得や水道事業会計への出資などの経費
- 貸付金** 奨学金などを貸与するための経費
- 積立金** 財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に積み立てる経費
- 地方税** 納付された市民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税など(国保税は含まず)
- 繰入金** 財源不足などにより、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- 繰越金** 前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するもの
- その他自主財源** 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入
- 地方交付税** 地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- 国庫支出金** 国の補助事業に対する国からのお金 これに県や市のお金を合わせて各種事業が行われる
- 県支出金** 県の補助事業に対する県からのお金 これに市のお金を合わせて各種事業が行われる
- 地方債** 市が各種事業を行うために借り入れたお金
- その他依存財源** 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

お問い合わせ先
三好市財政課 (電話 72-7606)

平成23年度決算における財政健全化法に基づく4指標及び資金不足比率

財政健全化法とは…

財政健全化法とは、平成19年度より施行され、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。

従来の再建法が、病気になるまで放っておいて病気になるから対処するものだとすると、この財政健全化法は、健康診断を行うなど「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、病気になる前に対応できるようにするものだと思います。

なお、判断比率が基準を超えた場合には財政再建に取り組みなければなりません。

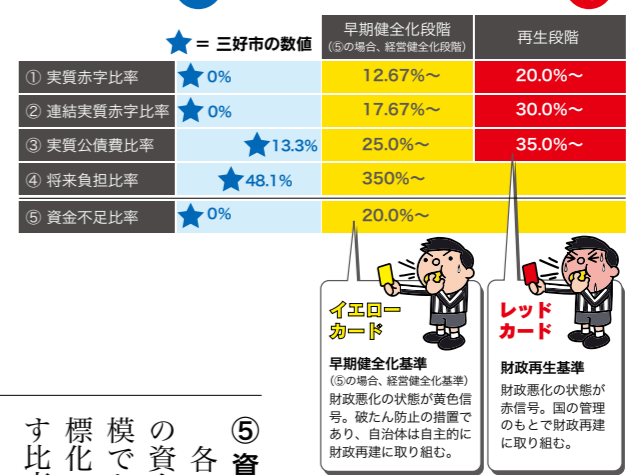
財政の健全度を判断

財政の健全度を判断するには、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の数値等で判断することができます。

【図1参照】

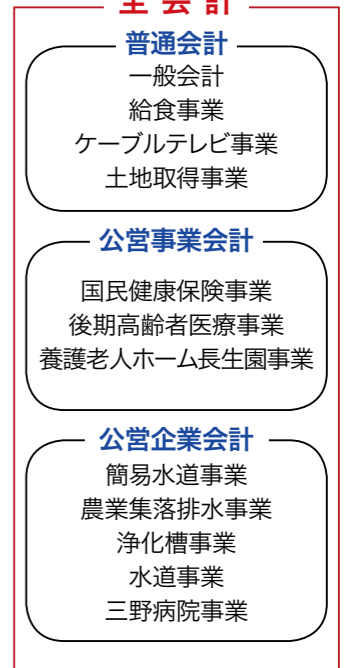
① 実質赤字比率とは…
普通会計【図2参照】の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。

【図1】



⑤ 資金不足比率とは…
各公営企業会計【図2参照】の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率。

【図2】



【参考】各指標の前年度対比

項目	平成23年度	平成22年度	増減	備考	
① 実質赤字比率	0% (5.33%)	0% (4.18%)	0% (△1.15%)	()は黒字比率	
② 連結実質赤字比率	0% (14.26%)	0% (14.13%)	0% (△0.13%)		
③ 実質公債費比率	13.3%	14.8%	△1.5%		
④ 将来負担比率	48.1%	56.3%	△8.2%		
⑤ 資金不足比率	水道事業	0% (190.48%)	0% (186.54%)	0% (3.94%)	()は資金剰余比率
	病院事業	0% (45.09%)	0% (38.54%)	0% (6.55%)	
	簡易水道事業	0% (64.47%)	0% (62.17%)	0% (2.30%)	
	農業集落排水事業	0% (157.66%)	0% (141.67%)	0% (15.99%)	
	浄化槽事業	0% (14.72%)	0% (6.93%)	0% (7.79%)	

クイズの答え【問1】①ウ②ア③ウ④イ⑤イ⑥ウ⑦ア⑧イ【問2】①ウ②イ

三好市まちづくり基本条例を紹介します

平成24年10月1日に施行された「三好市まちづくり基本条例」を広く知っていただくために、条例の内容について連載しています。先月号に引き続き「第5章 市民参加及び協働によるまちづくり」についてご紹介したいと思います。

「地域のまかせへんこ」
こつなごう?

- ① 市民は、地域の一員として共に助け合い、地域における自主的なまちづくりに参加し、又は協力するよう努めるものとする。
- ② 地域の自主的なまちづくりに取り組む団体は、自主的、自立的な運営に努めるものとする。
- ③ 市は、地域の自主的なまちづくりを促進するために適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて地域自治組織や市民活動団体に対する支援に努めるものとする。

市民は市政に対する参加・協働だけでなく、地域の活動やまちづくりに参加、協力するよう努めることとしています。

「人口減少地域等への支援」
こつなごう?

- ① 市は、人口の減少や高齢化等により、市民同士の助け合いや地域の自主的なまちづくりが困難な地区について、総合的な生活支援を講ずるものとする。

三好市の地域特性として、過疎化や山間地域の人口減少などの問題があります。こうした地域に対する総合的な生活支援を講じていくことを定めています。



「災害に強いまちづくり」
こつなごう?

- ① 市は、災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害予防、災害時の応急対策、関係機関との協力体制及び災害復旧に関する計画を策定する等、総合的な危機管理体制の整備に努めなければならない。
- ② 市民は、災害の発生時に自らを守るとともに、近隣住民と相互に協力して対応しなければならない。
- ③ 市は、災害に強いまちづくりのため、市民の災害に対する意識を醸成するとともに、市民及び事業者の自主防災組織に対する支援及びその拡充に努めるものとする。

災害に強いまちづくりのため、市の危機管理体制の整備と、市民と事業者が果たすべき役割、災害時の「自助」、「共助」、「公助」の考え方を明記しました。

※「自助」とは、他の力によらず、自分の力で事を成し遂げることに助けること。「共助」とは、互いに助け合うこと。「公助」とは、公的機関が援助すること。

「自然環境に配慮したまちづくり」
こつなごう?

- ① 市民は、自然環境の保全に努め、良好な生活環境の維持に努めなければならない。
- ② 事業者は、主体的に自然環境の保全に努めなければならない。

三好市は豊かな自然に恵まれ、それに伴う歴史や文化が培われてきました。市民と事業者の自然環境保全規定を設けることとしました。

来月号では「第6章 行政運営の基本原則」について解説していきます。

詳しい内容は三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。
◀ QRコードからアクセスできます

お問い合わせ先
三好市 企画調整課
電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp